

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年11月4日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年11月4日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 篠田課長、中村主査

3 件名

高齢者等給食サービス事業の廃止について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・利用者のうち何名が生活保護受給者か。
→利用者37名のうち5名が生活保護受給者である。
- ・市のサービスは、民間が実施しているような栄養士による事前の個別相談を受けられる体制にはなっていないのか。
→食事については管理栄養士監修のもとバランスの取れた食事を提供しているが、個別相談は受けていない。
- ・担当ケアマネージャーが市のサービスを勧める理由は何か。
→数ある配食サービスの中で、選択肢の一つとして紹介している。
- ・現在の利用者が民間事業者へ移行することについては問題ないのか。
→利用者本人又は家族と担当ケアマネージャーに確認しており、民間事業者への移行については問題ないことを確認している。1名のみ市のサービスの継続利用を検討したいとの意見をいただいている。
- ・委託先の社会福祉協議会は廃止について了承しているのか。
→社会福祉協議会については、早い段階で相談、調整をしており、廃止する方向で検討していることは伝えている。
- ・利用者のうち、民間事業者のサービスも併せて利用している人は何名いるか。
→人数については把握していないが、利用者は市の事業以外にデイサービス、ヘルパー、家族の支援等を組み合わせて利用しており、市のサービスを主として食生活を維持している人はいない。
- ・策定中の第8期介護保険事業計画についてはどうなるのか。
→本事業についての内容は削除する予定である。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名

高齢者福祉課

件名	高齢者等給食サービス事業の廃止について	
現状・課題	<p>配食サービスは、食事づくりが困難な独居高齢者等の食事を確保する対策の1つとして、近隣住民ボランティアによる配食活動から始まり、平成4年度の国の補助制度の開始に伴い、多くの自治体でサービスが展開されている。</p> <p>本市では、平成8年度から日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、食生活の改善と併せて安否の確認を行い、高齢者等の健康の増進を図ることを目的にサービスを開始した。</p> <p>事業開始当時は、民間事業者におけるサービス供給が少なかったことから、公が実施する事業として開始したものである。</p> <p>高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者や独居高齢者等も増加していることから、配食サービスのニーズが高まり、配食市場は拡大してきた。さらに国においては、平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定し、健康寿命の延伸に向けた具体的な施策として、配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、平成29年に民間事業者に向けて、ガイドラインを作成し、高齢者向けの配食市場の拡大を図り、食環境整備を行った。</p> <p>現在では、民間事業者の参入が増え、食事内容も治療食や嚥下食、低栄養予防食など多岐にわたり、高齢者の身体状態や栄養状態等に合わせた食事提供も可能となっていることから、当該事業の利用者は年々減少しており、市が実施する事業としての初期の目的は達成できたものとする。</p> <p>なお、現在の利用者の大半は、家族支援やホームヘルパー、デイサービス等の他のサービスを組み合わせ利用しており、民間事業者へ移行することが困難な人は見られなかった。また、民間事業者についても受け入れは可能で、供給体制に問題ないことを確認している。</p>	
付議事案	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者へ事業を委ねることで、高齢者が栄養士と相談しながらバランスの取れた配食サービスを受けられる他、今後の高齢者人口の増加に備え、多職種と連携した低栄養予防の取り組みを実施する。
	対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、今年度をもって廃止する。 ・利用者に対して個別に文書を送付し、市の事業の廃止について周知するとともに、利用者を含め、市民及び介護関係者等に広く民間事業者のサービス紹介等必要な情報提供を行う。 ・利用者のほとんどが介護サービスを受けていることから、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)に対し、廃止に伴う移行等について、利用者への支援を依頼する。 ・高齢期に適した栄養・食習慣や口腔ケアについての知識を提供する講座の開催及び個別相談を受ける体制を整備する。
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止の可否について ・廃止時期について 	
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に十分な説明及び必要な支援を行うこと。 ・委託事業者とは十分に協議すること。 	

スケジュール	11月 委託事業者(社会福祉協議会)へ報告 議員への報告 12月 規則廃止、利用者・市民への周知							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	規則廃止(R2.12)	報道発表	無			
	議会説明	有	議員全員協議会(R2.11)	広報・HP等	有	個別通知、広報、HP		
	市民参加	無						
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)							
参考情報	関係法令等	白井市高齢者等給食サービス事業実施規則						
	関係課	障害福祉課						
	事業費	介護保険特別会計 5,697 千円 (財源内訳 国2,193千円 県1,097千円、市1,097千円 保険料1,310千円)						
	カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

高齢者等給食サービス事業の廃止について

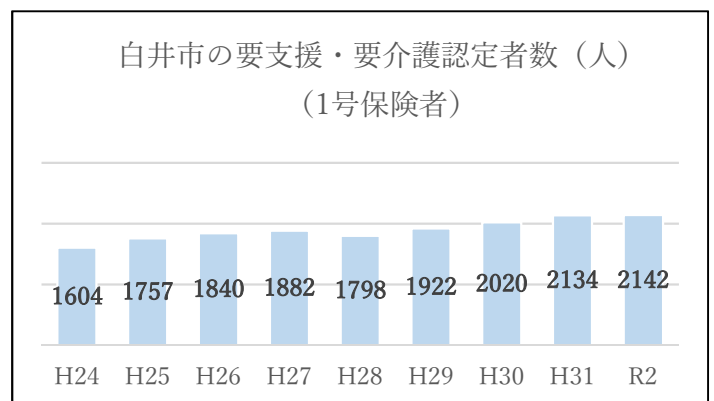
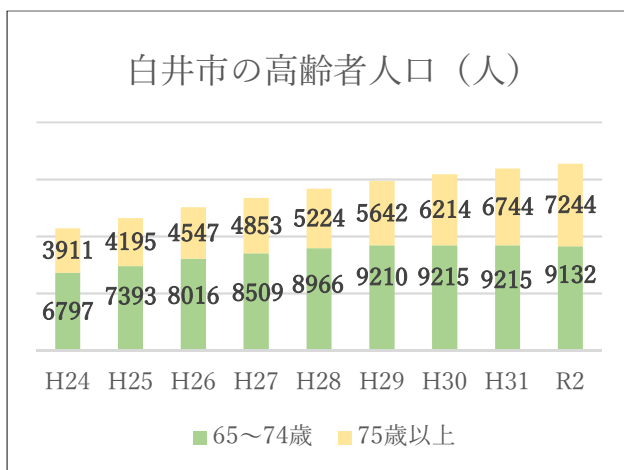
I 現行の事業の概要

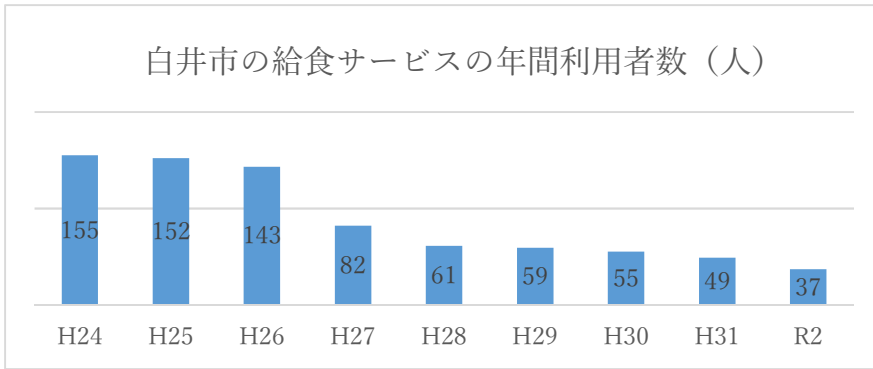
事業目的	日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に給食サービスを提供することにより、 <u>食生活の改善と安否の確認</u> を行う。
対象者	市内在住で食事の支度が困難な者で、扶養義務者が同居せず、又は同居していても食事の提供を受けられない下記の者。 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・障害者基本法第2条に規定する障害者（身体障害、知的障害又は精神障害）
事業内容	週5回以内（祝日・年末年始を除く。）で昼食を手渡しにより配達する。
事業委託先	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会
委託料	令和2年度契約金額 5,696,714円
受益者負担	一食450円（生活保護世帯300円）

II 利用対象者数及び利用者数の推移

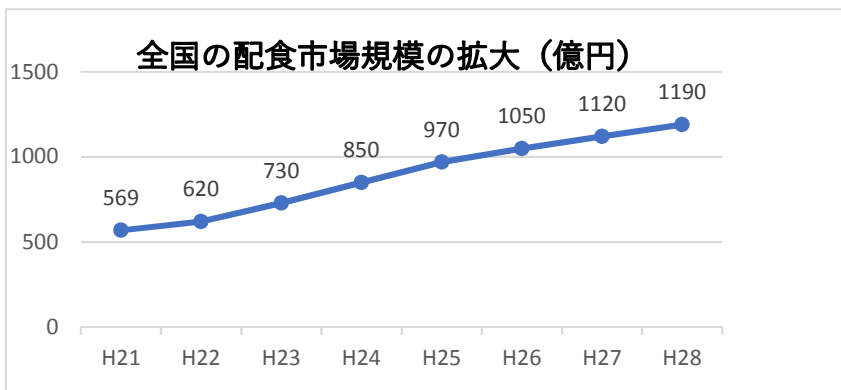
全国で配食市場規模は2009年から2016年の8年間で2.1倍強拡大しており、高齢者人口の増加や、医療・介護の在宅化等の流れを受けて、栄養管理面を訴求した配食のニーズは年々増加している。

本市でも、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者は増加しており、配食ニーズは高まるものと推測されるが、利用者数は減少しており、現行のサービスに対するニーズは低下している。





※R2の利用者数は、令和2年11月4日現在の利用者数です。



出典：株式会社矢野経済研究所「メディカル給食・在宅配食サービス市場に関する調査結果」より

Ⅲ 民間事業者の配食サービスの内容

- ① 朝、昼、夕、週末、毎日等の配達ができ、栄養摂取の機会が十分に確保される。
- ② 普通食だけではなく、治療食、介護食、嚥下食等の身体状況や栄養状態等に合わせたメニューの選択が可能である。
- ③ 普段、調理ができない人だけでなく、疾患を持っている人でも利用しやすい。
- ④ 副菜のみの配食が可能である。
- ⑤ サービスを利用するにあたり、栄養士等の個別相談を事前に受けることができる。

表1 民間事業者のサービス内容ごとの事業者数

配食サービスの内容	事業者数
栄養士・管理栄養士によるメニューの監修・作成	16
栄養士・管理栄養士による栄養相談の実施	11
治療食・介護食等（塩分制限、低タンパク質食等）の提供	11
白井市内全域配達可	14

市内配食可能な事業者に対してアンケート及び聞き取りを行った事業者（16事業者）のサービスの内容ごとに集計したものです。

表2 市内に配食可能な民間事業者のサービス内容等の一覧

事業者名	所在地	配食サービスの内容									
		内容	朝	昼	夕	利用者負担	栄養士・管理栄養士対応	開始時の個別の栄養相談	市内利用者	安否確認(見守り)	配食可能エリア
1	市内	高齢者専門宅配弁当 安否確認配食サービス 普通食、カロリー食、人工透析 対応食、ムース食 週3日から利用可	×	○	○	普通食 690円 (おかずのみ550円) カロリーコントロール食 890円(お かずのみ850円)	○	—	約100人	○	市内全域
2	市内	①普通食日替わり弁当(週1日 から利用可) ②健康バランスお弁当(おかず のみ可) *①②は昼・夜配達可だが、内 容は同じ)	×	○	○	①普通食日替わり弁当 540円 ②健康バランスお弁当689円 (おかずのみ591円)	○ (日替弁当 はなし)	×	1人(1店舗)	○	市内全域
3	市外	高齢者向け弁当配達 週1日から利用可 制限食、介護食あり	×	○	○	普通食 620円から (おかずのみ560円から) カロリー調整食 850円 (おかずのみ790円から)	○	○	約30~40人	○	市内一部除 外 (中、今井、 桜台等除く)
4	市外	手作りの夕食宅配、 普通食 週3日又は5日から利用可	×	×	○	普通食 571円から (おかずのみ 611円から)	○	×	不明	○	市内全域
5	市外	普通食 カロリー、糖質、塩分コントロ ールなため、病者食ではない。 冷凍配達	×	×	○	普通食 2食1,200円から(1食600 円) (おかずのみ 3食1,030円から(1 食344円)) カロリー等制限 2食1,280円から (1食640円)	○	○	約100人	○	市内全域
6	市外	日替わり夕食、普通食 2日以上注文で曜日指定可	×	×	○	1食 580円から (おかずのみ490円から)	○	×	約140人	○	市内一部除 外 (今井、河 原子、平塚 等除く)
7	市外	週3日から利用可 普通食	○	○	○	普通食 1食 577円から (おかずのみ626円から) 塩分調整食1食 853円から (おかずのみ753円から)	○	×	21人	×	市内全域
8	市外	生活習慣病予防のためのバラ ンス栄養食 糖尿病・腎臓病の方向向けの療 養食を提供 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	普通食 6食から注文可(おかず のみ、冷凍) 5,007円(1食835 円) 糖尿病食 6食から注文可(おか ずのみ、冷凍)5,202円(1食867 円)	○	○	不明	×	市内全域
9	市外	普通食、ヘルシー食(カロリー制 限、糖質制限、塩分制限)の提 供 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	7食から注文可 普通食4,730円(1食676円) 塩分制限食4,950円(1食708円)	○	○	不明 (家族からの依 頼が多く、実 際に利用してい る年齢層はわか らない)	×	市内全域
10	市外	普通食、カロリー制限、糖質制 限、塩分制限、タンパク質と塩 分制限、やわらか食の提供 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	7食から注文可 普通食4,730円(1食676円) 塩分制限食4,950円(1食708円)	○	○	不明 40代~60代 が多い、家族 からの依頼が 多い)	×	市内全域
11	市外	普通食、脂質制限、糖質制限、 塩分制限、たんぱく質制限の提 供 冷凍弁当	○	○	○	普通食(塩分調整済み)1食648円 から (おかずのみ756円から)	○	○	不明	×	市内全域
12	市外	高齢者専門宅配弁当 普通食他カロリー・塩分調整、 たんぱく・塩分調整、透析、消 化にやさしい、やわらか、ムース 食あり 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	普通食 594円(おかずのみ540 円) カロリー・塩分制限食等820円(お かずのみ777円)	○	○	25人 (年齢層は 様々だが、高 齢者が8割 程)	○	市内全域
13	市外	普通食、カロリー・たんぱく・塩 分・糖質制限食、やわらか食、 低栄養対応食あり 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	普通食 6食より注文可4,428円(1 食738円) (おかずのみ 6食4,882円1食814 円) バランス健康食 6食4,882円(1食 814円)	○	○	不明 (腎臓病対応 食等もある為 様々な年齢 層が利用)	×	市内全域 宅配業者に よる配送
14	市外	エネルギー調整、治療食(塩分・ たんぱく質調整、やわらか食す べて冷凍)、普通食はなく、エネ ルギー調整食になる 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	普通食 7食より注文可4762円(1 食681円) たんぱく調整食等 7食より注文 可4762円(1食681円)	○	○	不明 (年齢層は 50代から)	×	市内全域 宅配業者に よる配送
15	市外	低カロリー・低たんぱく・やわら か食、低栄養対応可 普通食なし 冷凍弁当 宅急便	○	○	○	タンパク質塩分調整食798円 (おかずのみ498円から)	○	○	不明	×	市内全域
16	市外	普通食、減塩等高血圧・糖尿病 などの生活習慣病に対応したも の、低たんぱく、やわらか食あり 、低栄養は普通食で対応 おかずは冷凍弁当、お米はシン クワバック 宅急便	○	○	○	普通食 おかずのみ580円 エネルギーコントロール食 おかず のみ770円	○	○	0人	×	市内全域

※No.1からNo.6の事業者は、本市のしろい高齢者みまもりネットの加入事業者である。

※この一覧は、市内に配食可能な事業者に対してアンケート及び聞き取りを行った事業者で、市が斡旋するものではありません。

IV その他

1 安否確認

しろい高齢者見守りネット（H26.3～）では、幾つかの配食業者が参加しており、普通の業務の中で、高齢者の異変に気付いた際に市役所、警察、消防等に連絡を入れるシステムとなっている。

配達エリアが市内にある配食事業者に対し、積極的に参加を促すことで、市が単独で実施する配食時の見守りよりも、より広い範囲での見守りネットを構築することにつながる。

2 本市の見守り事業

事業名	事業内容
白井市緊急通報装置貸与事業 (平成3年4月から実施)	在宅の独居高齢者等が急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるよう緊急通報装置を貸与する。看護師が 24 時間365日通報を受け、健康や医療相談等を行い、必要に応じて救急車などの出動要請をし、登録のある緊急連絡先への連絡を行う。また、月1回の電話連絡を行い、安否確認を行う。 対象者 65歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯 身障手帳1級・2級の単身世帯 利用者数 329人（R2.3.31 現在） 利用料金 200円/月 (非課税世帯 100円 生活保護世帯 無料)
※しろい高齢者みまもりネット (白井市高齢者見守りネットワーク事業) (平成26年3月から実施)	電気、ガス、コンビニ等の事業者が、普通の業務の中で、高齢者が困っていたりして、異変などに気付いたときに、市役所や警察・消防署など必要な窓口に連絡してもらう仕組みで、「ゆるやかな見守り」から支援につなげていく。 協力事業所 125か所 協力団体 65か所 協力機関 101か所 (R2.3.31 現在)
お元気みまもり事業 (ひとり暮らし高齢者等見守り事業) (平成29年6月から実施)	元々、地域ぐるみで高齢化に対応しようと住民が提案し開始した事業。 申請のあった高齢者等に対して、研修を受けた住民ボランティア（見守りパートナー）が月2回訪問したり、福祉団体等が電話等を行い、地域交流の機会とするとともに安否を把握する。 対象者 65以上の独居高齢者、65歳以上のみの世帯に属する75歳以上の者 事業利用者 29人 見守りパートナー登録者 12人（R2.3.31 現在）